








## 現 場 説 明 書

- 1 業務番号 6-公営維-02
- 2 業務名 公営(仙塩地区)・都市機構・公社住宅給水施設保守点検業務委託
- 3 業務場所 仙台市泉区加茂二丁目23 他公営・都市機構・公社住宅
- 4 現場説明事項
- 業務委託期間 令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日
- 業務内容 本業務は、別表の住宅の給水施設を別添仕様書に基づき月2回又は3回  
(多賀城市営は月1回)点検調整を行うと共に、24時間の緊急修繕対応を実施するもの。
- 業務仕様 本業務は、給水施設管理業務仕様書による他建築保全業務共通仕様書・平成30年版  
(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による。  
都市機構・公社住宅においては、UR都市機構の保全工事共通仕様書・令和5年版による。
- 支払方法 四半期毎7・10・1・4月の末日の年4回で支払う。  
金額に端数が生じた場合は、端数分を1回目の支払時に処理する。  
上記支払いの際に発生する銀行振込手数料は、請負者の負担とする。
- 5 質疑・回答 質疑 令和6年 2月27日(火) 11時まで书面にて提出のこと。  
回答 令和6年 2月28日(水) 11時までURLページ上にて回答する。  
※担当 : 宮城県住宅供給公社 総務課経営戦略班  
TEL:022-261-6163 MAIL:keiei@miyagi-jk.or.jp  
FAX:022-261-0831
- 6 その他 詳細は別紙仕様書による。

	住宅管理部長	次長	部参事
			
保全課長	課長補佐	設備班長	担当
			

## 令和6年度

### 6-公営維-02

公営(仙塩地区)・都市機構・公社住宅給水施設保守点検業務委託

設計書

業務番号	6-公営維-02
業務名	公営(仙塩地区)・都市機構・公社住宅給水施設保守点検業務委託
業務地	仙台市泉区加茂二丁目23 他公営・都市機構・公社住宅
業務期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで
業務内容	本業務は、別表の住宅の給水施設を別添仕様書に基づき月2回又は3回(多賀城市営月1回)点検調整を行うと共に24時間の緊急修繕対応を同年実施するもの。
業務仕様	本業務は、給水施設管理業務仕様書による他建築保全業務共通仕様書平成30年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による。都市機構・公社住宅においては、UR都市機構の保全工事共通仕様書・令和5年版による。
支払方法	四半期毎7・10・1・4月の末日の年4回で支払う。 金額に端数が生じた場合は、端数分を1回目の支払時に処理する。 上記支払いの際に発生する銀行振込手数料は、請負者の負担とする。
その他	本業務は、宮城県住宅供給公社建設工事執行要綱により契約・施工し、疑義が生じた場合は、監督員と協議の上実施するものとする。





宮城県住宅供給公社

給水施設保守点検業務仕様書

- 業務番号 6-公営維-02
- 業務名 公営(仙塩地区)・都市機構・公社住宅給水施設保守点検業務委託
- 業務場所 仙台市泉区加茂二丁目23 他公営・都市機構・公社住宅
- 業務期間 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで (通年24時間)
- 重要事項
- ①本業務は給水施設の月2回又は3回の保守点検(項目は実施仕様書)および緊急修繕対応とする。
  - ②給水施設等の設備異常が発生した場合は通年24時間の緊急修繕対応を実施(下記3者からの依頼すべてに対応)することとし対応出来る緊急体制を整備し、委託契約締結後速やかに緊急修繕対応計画書を作成し公社に提出する。緊急修繕対応にかかる費用は別途支払う。  
・緊急修繕依頼者(通年24時間において現場緊急出動の要請を電話でするもの)  
宮城県住宅供給公社  
時間外修繕受付業務受託者:総合警備保障(株)  
24時間遠方監視装置管理業務受託者:令和5年度落札業者(契約後別途通知)
  - ③現場代理人は1級又は2級管工事施工管理技士の資格を有する者とし、緊急修繕対応者は3名以上を届け出る。いずれも携帯電話の不通・着信拒否及び現場出動の拒否は出来ないものとする。
  - ④給水ポンプ制御盤等の緊急修繕対応は、第2種電気工事士以上の有資格者によるものとする。
  - ⑤緊急修繕対応担当者および給水施設点検者の健康診断、その他衛生措置については法令の定めるところにより行い半年に一度全員の腸内細菌検査書A項目を提出すること。
  - ⑥緊急修繕対応は、概ね30分以内に現着し対応とする。

※ 緊急修繕対応とは、故障・破損・事故・災害等を含む(災害時は、対応する人員の人命を最優先とする)

表紙	1	枚
給水施設管理業務実施仕様書(一般仕様)	1	枚
給水施設管理業務特記仕様書(都市機構用)	4	枚
給水施設管理業務特記仕様書(公社住宅用)	4	枚
給水施設管理業務実施住宅一覧表	6	枚
給水施設保守点検項目表	1	枚
UR簡易専用水道施設維持管理表	2	枚
	計	19 枚

宮城県住宅供給公社 住宅管理部 保全課			
保全課長	課長補佐	班長	担当
			

## 実施仕様書(一般仕様)

下記事項はすべて本業務に含むものとする。

### (1) 給水ポンプ制御盤の点検、調整

- ・ 制御盤が壁や床にしっかり固定されているか点検し調整する。
- ・ 制御盤の汚れ、損傷、錆、変色等の有無を点検し調整する。
- ・ 雨水侵入、結露等の有無を点検し調整する。
- ・ 制御盤内の母線、分岐部、盤内配線等の異音や異臭、変色及び加熱の有無を点検し調整する。
- ・ 端子台の異臭、変色及びゆるみ等を点検し調整する。
- ・ テストボタン(漏電遮断機等)による作動確認を行う。
- ・ 単位装置ごとに手動又は試験運転を行い、運転電流を確認する。
- ・ 自動及び連動運転等のシステム運転の確認を行う。
- ・ 電磁開閉器の接点の劣化の有無を確認する。
- ・ 表示ランプの点灯の良否を点検調整する。
- ・ インバータ用平滑コンデンサの液漏れや安全弁動作及びふくらみの有無を確認する。
- ・ 換気扇の回転状態、異音等の有無を点検調整する。
- ・ 電灯及び動力回路の絶縁抵抗測定を行い電灯0.1・動力0.2M $\Omega$ 以上であることを確認する。

### (2) 給水ポンプの点検、調整

- ・ 固定金具の劣化、固定ボルト、防振材、ストッパーのゆるみ等を点検し調整する。
- ・ 各種給水ポンプの潤滑油の量及び油の汚れの程度を確認し補充する。
- ・ 軸受けの芯ずれ及び加熱、漏水の有無を点検し調整する。
- ・ 運転電流が定格値以下にあることの確認およびポンプの吐き出し圧力を確認する。
- ・ 運転中のポンプのエアークックを開いて空気の混入の有無を点検し空気のある場合は完全に抜いておく。
- ・ 電動機の腐食、破損等を点検し円滑に回転していることを確認する。
- ・ 電動機の絶縁抵抗を測定し、その値が0.2M $\Omega$ 以上であることを確認する。
- ・ フート弁や逆止弁及び止水栓の開閉状態や水撃作用の良否を点検調整する。
- ・ 圧力計や連成計の破損の有無を確認する。

### (3) 受水槽、高置水槽の点検、調整

- ・ 基礎の亀裂、沈下等の異常の有無を確認する。槽の架台の錆や腐食、たわみ等の有無を確認する。
- ・ 固定金具の劣化、固定ボルトのゆるみ等の点検調整を行う。
- ・ 水槽本体からの漏水及び外面の汚損や破損の有無を確認する。
- ・ マンホールの開閉状態、パッキンの有無及び施錠の良否を確認する。
- ・ 電極棒、ボールタップ及び定水位弁の作動を確認し腐食及び水漏れ、水撃作用の有無を確認する。
- ・ 止水栓及び逆止弁等の作動状況の良否を点検する。
- ・ 付属配管等の変形や腐食及び保温状態の良否を確認する。
- ・ 防虫網の目詰まり及び腐食、破損等の有無を確認し破損の場合は網を被せる等補修すること。

### (4) 凍結防止ヒーター電源の入切

- ・ 冬季期間は給水施設内(住棟共用管含)の凍結防止ヒーターコンセントの抜き・差しを行う。(期日は公社指示)

### (5) 地震時の点検の出動

管理業務担当住宅で震度5弱以上の地震発生の場合は、直ちに緊急点検を実施し早急に報告をする。

### (6) 給水施設の清掃・草刈り

給水施設の周囲及びポンプ室内の清掃を毎回行う。草刈り、除草は年2回行うものとし除草剤は使用しない。

なお、草刈り作業は写真提出とする。草は場外搬出処分とする。

### (7) 水質の測定

- ・ 測定は給水施設ごとに行い項目は別途様式1による。採水住戸は毎回変えること。

### (8) 給水施設の小修理

- ・ ポンプ及び制御盤の軽微な故障(パッキン・球取替等)が発生した場合は、臨機の措置を行う。

### (9) 報告書の提出

- ・ 給水施設委託管理月報(別途様式1)を作成し毎月1度公社に提出する。
- ・ 点検項目表の内容は毎回実施するが、18～24番 41・42番 45～50番は年2回(6月・12月)写真を提出する。月1回と2か月に1回点検は12月に1回の提出とする。

## 給水施設維持管理業務特記仕様書

## 1 業務の対象

本業務の対象は、発注者の賃貸住宅団地（以下「団地」という。）内に設置された給水施設のうち、別表1「給水施設一覧表」に掲げる給水施設とする。

## 2 適用法令等

本業務は、仕様書に定めるもののほか、水道法（昭和32年法律第177号、以下「水道法」という。）、電気事業法（昭和39年法律第170号、以下「電気事業法」という。）、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、その他関係法令、地方公共団体が定める条例により実施するものとする。

## 3 業務の内容

受注者は、別表1「給水施設一覧表」に掲げる給水施設について、居住者等への水の供給にあたり、水質の維持、緊急事故等の防止のため、次に掲げる業務を仕様書の定めるところにより実施するものとする。また、点検は巡回方式により実施するものとし、日常点検、1ヶ月点検、3ヶ月点検及び定期点検の点検周期が均等になるよう計画するものとする。

なお、電気設備のうち自家用電気工作物に係る業務については、「自家用電気工作物維持管理業務特記仕様書」の定めるところにより実施する。

点検実施項目は、別表2「専用水道施設、簡易専用水道施設維持管理表」、別表3「小規模水道施設維持管理表」及び別表4「直結増圧給水施設維持管理表」及び別表5「一般用電気工作物維持管理表」に基づき点検を実施することとし、点検者及び点検頻度は次による。

## (1) 日常点検、1ヶ月点検及び3ヶ月点検業務

## ① 日常点検業務

専用水道施設、簡易専用水道施設について、技術者が月3回以上施設の設備機器類の点検を行う業務。

## ② 1ヶ月点検業務

小規模水道施設について、技術者が月1回以上施設の設備機器類の点検を行う業務。

## ③ 3ヶ月点検業務

直結増圧給水施設について、技術者が年3回以上施設の設備機器類の点検を行う業務。

## (2) 定期点検業務（1ヶ月点検、1年点検）

## ① 専用水道施設、簡易専用水道施設について、主任技術者が月1回以上施設の設備機器類の点検を行う業務及び年1回以上施設の設備機器類の点検を行う業務。

なお、1ヶ月点検には日常点検項目、1年点検には1ヶ月点検及び日常点検項目を含む。

## ② 小規模水道施設、直結増圧給水施設について、主任技術者が年1回以上施設の設備機器類の点検を行う業務。

なお、年1回以上の点検には小規模水道施設の1ヶ月点検及び直結増圧給水施設の3ヶ月点検項目を含む。

## (3) 水質検査

次の機会において水質検査を実施し、その結果を発注者へ報告する。

## ① 日例水質検査

水道法第20条により実施する水質検査で、1日1回行う業務。（専用水道施設のみ対象とする。）

## ② 定期水質検査

「水質検査計画書」等に基づき実施する定期の水質検査を行う業務。

## (4) 緊急事故処理対応業務

24時間全日給水施設の機器の故障等に対応処置する業務。

(5) 公的機関等の立会い等

保健所等公的機関における立入り検査等において、現地立会いを行う業務。

(6) 受託水道業務技術管理者の業務（専用水道施設のみ対象とする）

受託水道業務技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の業務担当者を監督しなければならない。

- ① 水道施設が水道法第五条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査
- ② 水道法第十三条第一項の規定による水質検査及び施設検査
- ③ 給水装置の構造及び材質が水道法第十六条の規定に基く政令で定める基準に適合しているかどうかの検査
- ④ 水道法第二十条第一項の規定による水質検査
- ⑤ 水道法第二十一条第一項の規定による健康診断
- ⑥ 水道法第二十二条の規定による衛生上の措置
- ⑦ 水道法第二十三条第一項の規定による給水の緊急停止
- ⑧ 水道法第三十七条前段の規定による給水停止

(7) 施設検査（法定検査）

簡易専用水道施設について、水道法第34条の2第2項、同法施行規則第56条に基づく検査を行う業務。

なお、検査は厚生労働大臣の登録を受けた検査機関へ依頼し、(6)に基づき立会うものとし、検査結果を担当職員へ報告する。

#### 4 業務の実施等

(1) 点検班の構成等

受注者は業務の実施に際し業務区分毎の業務担当者による点検を行うものとし、点検班の編成表、業務担当者名簿（別添様式2）、緊急事故連絡先一覧表（任意様式）及び資格証の写しを契約後速やかに発注者に提出すること。

なお、受注者は業務担当者の変更、資格の喪失等によりその内容が変更となる場合は速やかに発注者に報告するものとする。

(2) 点検実施計画書等

受注者は、業務の実施に先立ち、あらかじめ次の内容について、発注者と協議を行い「施設点検計画表」（別添様式1）を作成し、発注者からその承諾を受けるものとする。

- ① 施設内の清掃と敷地内の清掃等や水道の汚染防止に関すること。
- ② 図面等の整備に関すること。
- ③ 水質検査の記録の保存に関すること。
- ④ 断水時等の対応について
- ⑤ 感染症に関すること。
- ⑥ 衛生管理や定期的健康診断に関すること。
- ⑦ 施設内の工事等立会いに関すること。
- ⑧ その他

(3) 業務の実施

受注者は、業務の工程を「施設点検計画表」（別添様式1）を標準として、実施するものとする。

(4) 官公庁等への協議、届出等

受注者は、業務の実施に当たり、所轄保健所等及び発注者へ遅滞なく必要な協議、報告等を行うものとする。

(5) 保安用具等の整備、着用

受注者は、労働安全衛生規則に基づき保安用具等の整備し、絶縁用保護具を着用して、業務を実施するものとする。

(6) 遵守義務

業務に従事する者は、発注者が水質維持等のためにする指示に従わなければならない。

5 管理技術者、業務担当者の区分・資格等

受注者は、共通仕様書の別紙 2-1「業務区分と資格要件(給水施設)」に従いそれぞれの業務について、資格を有する者に業務を実施させるものとする。

6 安全対策

受注者は、業務に従事する者以外の立入りを防ぐ措置及び危険箇所の危険表示等について、発注者の指示により防護処置を行うものとする。

7 運転操作等

給水施設の運転又は停止等を行う場合は、対象となる住戸に対し共用部分への周知ビラの掲示・広報を行うこと。

なお、運転・停止とは計画又は緊急事故等において施設の運転又は停止作業を実施し、居住者の生活に支障が発生する場合をいう。

8 応急措置等

受注者は、緊急事故が発生した場合、ただちに作業を中止し、応急措置を講じるとともに、管理技術者は発注者に報告するものとする。

9 工具の携行

- (1) 受注者は、業務の実施に当り、必要な測定器及び工具等を携行するものとする。
- (2) 受注者は、業務の実施に当り測定に使用する計器類は、事前に計器校正を行ったものを使用するものとする。
- (3) 受注者は、業務を処理するために要する水質検査器具、薬剤、燃料等の消耗品に係る費用については、発注者と協議のうえ、別途請求できるものとする。

10 業務の報告

受注者は、次のとおり業務結果の報告を行うものとする。報告時期は発注者の定める時期に対して行うこととするが、安全上、緊急性が高いと判断されるものについては、速やかに担当職員に報告するとともに、その対応等について指示を受けるものとする。

- (1) 給水施設管理日報の報告  
施設ごとの業務が終了したときは、別表 6「給水施設管理日報」により報告するものとする。
- (2) 給水施設管理月報の報告  
業務を完了したときは、別表 7「給水施設管理月報」により報告するものとする。
- (3) 日例水質検査の報告  
業務を完了したときは、発注者が指示した様式により報告するものとする
- (4) 定期水質検査の報告  
業務を完了したときは、公立の保健所、厚生労働大臣認定の試験機関及び水道法第 20 条に規定する認定機関により水質検査を行い、その結果を報告するものとする。(簡易専用水道施設、小規模水道施設が対象)
- (5) 事故処理の報告  
業務を完了したときは、その都度、別表 8「給水等施設事故処理報告書」により報告するものとする。
- (6) 不具合箇所の報告  
業務を完了したときは、その都度、別表 9「不具合箇所報告書」により報告するものとする。

(7) 業務報告日等

上記(1)～(6)の業務報告日については、発注者の指示を受けるものとする。

11 居住者への周知等

受注者は、緊急事故時により停電、断水等が発生する場合は、発注者の指示によりあらかじめ影響を及ぼす全ての住戸にチラシ等の方法により、速やかに当該住戸に周知を行う。また、作業完了後についても各住戸について、復旧後に事故等が発生しないことを確認すること。

12 その他

- (1) 施設に立入る場合は必ず手指をアルコール等で消毒すること。
- (2) 施設に立入る者に対しては、水道法第21条及び同法施行規則第16条に規定する健康診断を受診し、適合の証明書の提出を求め確認すること。
- (3) 水道事業体等の工事に伴う立会い等、点検業務以外での断水や濁水防止の措置としてバルブ操作を行うこと。この場合の費用については別途精算する。
- (4) 発注者が作成する水質検査計画書のための基礎資料の整備を行うこと。
- (5) 水質に異常の疑いがある時は、直ちに発注者に報告を行い、指示を受け採水、検査を行うこと。但し、検査費用は別途精算する。
- (6) 専用水道施設の場合、受注者は、水道管理業務受託者として水道法の責務を負うとともに水道法第24条の3第2項の届け出に応じなければならない。
- (7) 専用水道施設の水質検査を水質検査機関に委託する場合は、水道法施行規則第15条第8項第1号に基づき、受注者が書面により直接契約を締結すること。

以 上



## 給水施設維持管理業務特記仕様書

## 1 業務の対象

本業務の対象は、発注者の賃貸住宅団地（以下「団地」という。）内に設置された給水施設のうち、別表1「給水施設一覧表」に掲げる給水施設とする。

## 2 適用法令等

本業務は、仕様書に定めるもののほか、水道法（昭和32年法律第177号、以下「水道法」という。）、電気事業法（昭和39年法律第170号、以下「電気事業法」という。）、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、その他関係法令、地方公共団体が定める条例により実施するものとする。

## 3 業務の内容

受注者は、別表1「給水施設一覧表」に掲げる給水施設について、居住者等への水の供給にあたり、水質の維持、緊急事故等の防止のため、次に掲げる業務を仕様書の定めるところにより実施するものとする。また、点検は巡回方式により実施するものとし、日常点検、1ヶ月点検、3ヶ月点検及び定期点検の点検周期が均等になるよう計画するものとする。

なお、電気設備のうち自家用電気工作物に係る業務については、「自家用電気工作物維持管理業務特記仕様書」の定めるところにより実施する。

点検実施項目は、別表2「専用水道施設、簡易専用水道施設維持管理表」、別表3「小規模水道施設維持管理表」及び別表4「直結増圧給水施設維持管理表」及び別表5「一般用電気工作物維持管理表」に基づき点検を実施することとし、点検者及び点検頻度は次による。

## (1) 日常点検、1ヶ月点検及び3ヶ月点検業務

## ① 日常点検業務

専用水道施設、簡易専用水道施設について、技術者が月2回以上施設の設備機器類の点検を行う業務。

## ② 1ヶ月点検業務

小規模水道施設について、技術者が月1回以上施設の設備機器類の点検を行う業務。

## ③ 3ヶ月点検業務

直結増圧給水施設について、技術者が年3回以上施設の設備機器類の点検を行う業務。

## (2) 定期点検業務（1ヶ月点検、1年点検）

## ① 専用水道施設、簡易専用水道施設について、主任技術者が月1回以上施設の設備機器類の点検を行う業務及び年1回以上施設の設備機器類の点検を行う業務。

なお、1ヶ月点検には日常点検項目、1年点検には1ヶ月点検及び日常点検項目を含む。

## ② 小規模水道施設、直結増圧給水施設について、主任技術者が年1回以上施設の設備機器類の点検を行う業務。

なお、年1回以上の点検には小規模水道施設の1ヶ月点検及び直結増圧給水施設の3ヶ月点検項目を含む。

## (3) 水質検査

次の機会において水質検査を実施し、その結果を発注者へ報告する。

## ① 日例水質検査

水道法第20条により実施する水質検査で、1日1回行う業務。（専用水道施設のみ対象とする。）

## ② 定期水質検査

「水質検査計画書」等に基づき実施する定期の水質検査を行う業務。

## (4) 緊急事故処理対応業務

24時間全日給水施設の機器の故障等に対応処置する業務。

(5) 公的機関等の立会い等

保健所等公的機関における立入り検査等において、現地立会いを行う業務。

(6) 受託水道業務技術管理者の業務（専用水道施設のみ対象とする）

受託水道業務技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の業務担当者を監督しなければならない。

- ① 水道施設が水道法第五条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査
- ② 水道法第十三条第一項の規定による水質検査及び施設検査
- ③ 給水装置の構造及び材質が水道法第十六条の規定に基く政令で定める基準に適合しているかどうかの検査
- ④ 水道法第二十条第一項の規定による水質検査
- ⑤ 水道法第二十一条第一項の規定による健康診断
- ⑥ 水道法第二十二条の規定による衛生上の措置
- ⑦ 水道法第二十三条第一項の規定による給水の緊急停止
- ⑧ 水道法第三十七条前段の規定による給水停止

(7) 施設検査（法定検査）

簡易専用水道施設について、水道法第34条の2第2項、同法施行規則第56条に基づく検査を行う業務。

なお、検査は厚生労働大臣の登録を受けた検査機関へ依頼し、(6)に基づき立会うものとし、検査結果を担当職員へ報告する。

#### 4 業務の実施等

(1) 点検班の構成等

受注者は業務の実施に際し業務区分毎の業務担当者による点検を行うものとし、点検班の編成表、業務担当者名簿（別添様式2）、緊急事故連絡先一覧表（任意様式）及び資格証の写しを契約後速やかに発注者に提出すること。

なお、受注者は業務担当者の変更、資格の喪失等によりその内容が変更となる場合は速やかに発注者に報告するものとする。

(2) 点検実施計画書等

受注者は、業務の実施に先立ち、あらかじめ次の内容について、発注者と協議を行い「施設点検計画表」（別添様式1）を作成し、発注者からその承諾を受けるものとする。

- ① 施設内の清掃と敷地内の清掃等や水道の汚染防止に関すること。
- ② 図面等の整備に関すること。
- ③ 水質検査の記録の保存に関すること。
- ④ 断水時等の対応について
- ⑤ 感染症に関すること。
- ⑥ 衛生管理や定期的健康診断に関すること。
- ⑦ 施設内の工事等立会いに関すること。
- ⑧ その他

(3) 業務の実施

受注者は、業務の工程を「施設点検計画表」（別添様式1）を標準として、実施するものとする。

(4) 官公庁等への協議、届出等

受注者は、業務の実施に当たり、所轄保健所等及び発注者へ遅滞なく必要な協議、報告等を行うものとする。

(5) 保安用具等の整備、着用

受注者は、労働安全衛生規則に基づき保安用具等の整備し、絶縁用保護具を着用して、業務を実施するものとする。

(6) 遵守義務

業務に従事する者は、発注者が水質維持等のためにする指示に従わなければならない。

5 管理技術者、業務担当者の区分・資格等

受注者は、共通仕様書の別紙 2-1「業務区分と資格要件(給水施設)」に従いそれぞれの業務について、資格を有する者に業務を実施させるものとする。

6 安全対策

受注者は、業務に従事する者以外の立入りを防ぐ措置及び危険箇所の危険表示等について、発注者の指示により防護処置を行うものとする。

7 運転操作等

給水施設の運転又は停止等を行う場合は、対象となる住戸に対し共用部分への周知ビラの掲示・広報を行うこと。

なお、運転・停止とは計画又は緊急事故等において施設の運転又は停止作業を実施し、居住者の生活に支障が発生する場合をいう。

8 応急措置等

受注者は、緊急事故が発生した場合、ただちに作業を中止し、応急措置を講じるとともに、管理技術者は発注者に報告するものとする。

9 工具の携行

(1) 受注者は、業務の実施に当り、必要な測定器及び工具等を携行するものとする。

(2) 受注者は、業務の実施に当り測定に使用する計器類は、事前に計器校正を行ったものを使用するものとする。

(3) 受注者は、業務を処理するために要する水質検査器具、薬剤、燃料等の消耗品に係る費用については、発注者と協議のうえ、別途請求できるものとする。

10 業務の報告

受注者は、次のとおり業務結果の報告を行うものとする。報告時期は発注者の定める時期に対して行うこととするが、安全上、緊急性が高いと判断されるものについては、速やかに担当職員に報告するとともに、その対応等について指示を受けるものとする。

(1) 給水施設管理日報の報告

施設ごとの業務が終了したときは、別表 6「給水施設管理日報」により報告するものとする。

(2) 給水施設管理月報の報告

業務を完了したときは、別表 7「給水施設管理月報」により報告するものとする。

(3) 日例水質検査の報告

業務を完了したときは、発注者が指示した様式により報告するものとする

(4) 定期水質検査の報告

業務を完了したときは、公立の保健所、厚生労働大臣認定の試験機関及び水道法第 20 条に規定する認定機関により水質検査を行い、その結果を報告するものとする。(簡易専用水道施設、小規模水道施設が対象)

(5) 事故処理の報告

業務を完了したときは、その都度、別表 8「給水等施設事故処理報告書」により報告するものとする。

(6) 不具合箇所の報告

業務を完了したときは、その都度、別表 9「不具合箇所報告書」により報告するものとする。

(7) 業務報告日等

上記(1)～(6)の業務報告日については、発注者の指示を受けるものとする。

11 居住者への周知等

受注者は、緊急事故時により停電、断水等が発生する場合は、発注者の指示によりあらかじめ影響を及ぼす全ての住戸にチラシ等の方法により、速やかに当該住戸に周知を行う。また、作業完了後についても各住戸について、復旧後に事故等が発生しないことを確認すること。

12 その他

- (1) 施設に立入る場合は必ず手指をアルコール等で消毒すること。
- (2) 施設に立入る者に対しては、水道法第21条及び同法施行規則第16条に規定する健康診断を受診し、適合の証明書の提出を求め確認すること。
- (3) 水道事業体等の工事に伴う立会い等、点検業務以外での断水や濁水防止の措置としてバルブ操作を行うこと。この場合の費用については別途精算する。
- (4) 発注者が作成する水質検査計画書のための基礎資料の整備を行うこと。
- (5) 水質に異常の疑いがある時は、直ちに発注者に報告を行い、指示を受け採水、検査を行うこと。但し、検査費用は別途精算する。
- (6) 専用水道施設の場合、受注者は、水道管理業務受託者として水道法の責務を負うとともに水道法第24条の3第2項の届け出に応じなければならない。
- (7) 専用水道施設の水質検査を水質検査機関に委託する場合は、水道法施行規則第15条第8項第1号に基づき、受注者が書面により直接契約を締結すること。

以 上

別 表

実施住宅一覧表

区分	住宅名	住所	供給号棟	受水槽		揚水ポンプ	圧送ポンプ	高置水槽		摘 要
				数量	容量m <sup>3</sup>	数量	数量	数量	容量m <sup>3</sup>	
1	県営 加茂	仙台市泉区加茂二丁目23	1~3	1	70	2	-	1	4.6	月2回の保守点検
						2	-	1	9.3	月2回の保守点検
			4~10	1	112	2	-	1	14.7	月2回の保守点検
2	県営 加茂第二	仙台市泉区加茂二丁目82-2	1・2	1	30	2	-	1	4.6	月2回の保守点検
			3	1	14	2	-	1	2.6	月2回の保守点検
			4	1	8	2	-	1	2.6	月2回の保守点検
3	県営 松陵	仙台市松陵二丁目1-2	1・2・7 3・4・5 6	1	90.75	2	-	1	12	月2回の保守点検
						2	-	1	6	月2回の保守点検
						2	-	1	6	月2回の保守点検
						2	-	1	3	月2回の保守点検
4	県営 将監第一	仙台市泉区将監六丁目3	1~6	1	71.2	4	-	1	6	月2回の保守点検
							-	1	6	月2回の保守点検
			7~8	1	30	2	-	1	3	月2回の保守点検
							-			月2回の保守点検
5	県営 将監第二	仙台市泉区将監五丁目1	12・13	1	47.2	4	-	1	4.3	月2回の保守点検
			14・15				-	1	4.3	月2回の保守点検
			16・17	1	57.7	-	2	-	-	月2回の保守点検
			20・21・24			2	-	1	7.5	月2回の保守点検
			18・22			-	2	-	-	月2回の保守点検
			19・23	1	81	2	-	1	4.3	月2回の保守点検
			25~27				2	-	1	7.5

6	県営	将監第三	仙台市泉区将監六丁目4	30~32	1	22.5	-	2	-	-	月2回の保守点検
				33・34	1	22.5	4	-	1	6.3	月2回の保守点検
				35・36				-	1	4.3	月2回の保守点検
7	県営	将監第四	仙台市泉区将監五丁目2	37・38	1	21.8	2	-	1	4.6	月2回の保守点検
				39・40			-	2	-	-	月2回の保守点検
				41・42	1	21.8	2	-	1	4.6	月2回の保守点検
				43・44			-	2	-	-	月2回の保守点検
8	県営	将監第五	仙台市泉区将監十一丁目5	45・46	1	40	2	-	1	6.3	月2回の保守点検
				47~49	1	22.5	2	-	1	6	月2回の保守点検
9	県営	七北田	仙台市泉区中央一丁目21-1	1	1	87.5	2	-	1	18	月2回の保守点検
10	県営	蒲生	仙台市宮城野区白鳥一丁目16	1	1	27	2	-	1	3	月2回の保守点検
				2			2	-	1	3	月2回の保守点検
11	県営	六丁目	仙台市若林区六丁目中町5	1	1	40	2	-	1	4	月2回の保守点検
				2・3			2	-	1	6	月2回の保守点検
12	県営	六丁目東	仙台市若林区六丁目の目北町12-1	1	1	64	2	-	1	14	月2回の保守点検
13	県営	岩切	仙台市宮城野区岩切二丁目12	1・3	1	50	2	-	1	6	月2回の保守点検
				2・4			2	-	1	6	月2回の保守点検
14	県営	燕沢	仙台市宮城野区燕沢二丁目28	1・2	1	48	2	-	1	6	月2回の保守点検
				3・4・5			2	-	1	8	月2回の保守点検
15	県営	中倉	仙台市若林区中倉二丁目24	1・2	1	45	2	-	1	10	月2回の保守点検
16	県営	広瀬	仙台市青葉区落合四丁目6-0	1~11	1	105	2	-	1	14.6	月2回の保守点検
				12~24	1	112	2	-	1	16.2	月2回の保守点検
17	県営	虹の丘	仙台市泉区虹の丘四丁目10-6	1~4	1	42	2	-	1	8	月2回の保守点検
18	県営	黒松第一	仙台市青葉区北根黒松13	7	1	15	2	-	1	3.75	月2回の保守点検
19	県営	黒松第二	仙台市泉区黒松二丁目24	1~10	1	108	-	2	-	-	月2回の保守点検

20	県営	黒松第三	仙台市泉区黒松二丁目26	1~6	1	108	-	2	-	-	月2回の保守点検
21	県営	黒松第四	仙台市泉区黒松三丁目1-5	1	1	12	-	2	-	-	月2回の保守点検
22	県営	支倉	仙台市青葉区木町3	1・2	1	72	2	-	1	16	月2回の保守点検
23	県営	折立	仙台市青葉区折立五丁目	11・12	1	27	-	2	-	-	月2回の保守点検
24	県営	桜ヶ丘	仙台市青葉区桜ヶ丘一丁目27	1~10	1	100	2	-	1	11.3	月2回の保守点検
				11・12	1	21	2	-	1	4.8	月2回の保守点検
25	県営	梶の杜	仙台市宮城野区大槻4	1・2	1	171	2	-	1	9	月2回の保守点検
				3・4・5			2	-	1	18	月2回の保守点検
							-	1	7.5	月2回の保守点検	
				6・7・8・9			2	-	1	10	月2回の保守点検
26	県営	新坂	仙台市青葉区柏木三丁目6	A・B	1	80	2	-	1	9	月2回の保守点検(A棟PH)
							2	-	1	5.3	月2回の保守点検(B棟PH)
							2	-	1	6.8	月2回の保守点検(B棟中間水槽)
27	県営	大和吉岡南	黒川郡大和町吉岡南二丁目22-1	1	1	12.5	2	-	1	3	月2回の保守点検
28	県営	多賀城浮島	多賀城市浮島二丁目20	1・2	1	30	2	-	1	5.7	月2回の保守点検
				3・4	1	24	2	-	1	4.5	月2回の保守点検
29	県営	多賀城中峯元	多賀城市大代四丁目5	1・2	1	20	2	-	1	5.1	月2回の保守点検
30	県営	多賀城八幡	多賀城市桜木三丁目	1~3	1	72	2	-	1	16	月2回の保守点検
31	県営	多賀城大代	多賀城市大代四丁目13	1~3	1	36	-	2	-	-	月2回の保守点検
32	県営	七ヶ浜遠山	宮城郡七ヶ浜町遠山三丁目31,32	1・2	1	14	2	-	1	4.5	月2回の保守点検
33	県営	七ヶ浜松が浜	宮城郡七ヶ浜町遠山四丁目22,27	1	1	60	2	-	1	6	月2回の保守点検
				2			2	-	1	10.5	月2回の保守点検
34	県営	塩釜庚塚	塩釜市松陽台二丁目14	1・2	1	30	2	-	1	8	月2回の保守点検
35	県営	塩釜北浜	塩釜市北浜四丁目16-26	1~3	1	48	2	-	1	6.3	月2回の保守点検

36	県営	塩釜天満崎	塩釜市舟入二丁目7	1・2	1	40	2	-	1	4.7	月2回の保守点検
				3・4	1	24	2	-	1	8	月2回の保守点検
37	県営	塩釜舟入	塩釜市舟入一丁目5-6	1	1	60	2	-	1	12.5	月2回の保守点検
38	県営	塩釜清水沢	塩釜市清水沢三丁目25	1・2	1	24	2	-	1	6.3	月2回の保守点検
				3~6	1	55	2	-	1	6.2	月2回の保守点検
							2	-	1	3.1	月2回の保守点検
				7・8	1	18	2	-	1	4	月2回の保守点検
9・10	1	24	2	-	1	6	月2回の保守点検				
	県営住宅		合計(月2回)		54		132	20	67		

別表 多賀城市営住宅  
実施住宅一覧表

区分	住宅名	住所	供給号棟	受水槽		揚水ポンプ 数量	圧送ポンプ 数量	高置水槽		摘要	
				数量	容量m <sup>3</sup>			数量	容量m <sup>3</sup>		
39	既存	多賀城浮島	多賀城市浮島字沢前7番地	1・2	1	12	-	2	-	-	月1回の保守点検
40	既存	多賀城高崎	多賀城市東田中一丁目6番	1・2	1	21	2	-	1	8	月1回の保守点検
41	既存	多賀城紅葉山	多賀城市中央三丁目22番	1・2	1	40	2	-	1	8	月1回の保守点検
42	既存	多賀城留ヶ谷	多賀城市留ヶ谷一丁目38番2	1	1	37.5	-	2	-	-	月1回の保守点検
43	既存	多賀城大松	多賀城市笠神三丁目5番1	1	1	40	2	-	1	9	月1回の保守点検
多賀城市営住宅(既存)				小計		5	-	6	4	3	-
44	災害	多賀城桜木	多賀城市桜木二丁目107	1~4	1	108	-	3	-	-	月1回の保守点検
45	災害	多賀城鶴ヶ谷	多賀城市鶴ヶ谷3丁目10番	1~4	1	162	-	4	-	-	月1回の保守点検
46	災害	多賀城宮内	多賀城市宮内1丁目2番57・58号	1・2	1	30	-	3	-	-	月1回の保守点検
多賀城市営住宅(災害)				小計		3	-	0	10	0	-
多賀城市営				合計(月1回)		8		6	14	3	



公社住宅 給水施設一覧

団地名	所在地	受水槽材質	受水槽 (総容量t)	受水槽 設置基数	高架水槽 (総容量t)	高架水槽 設置基数	高架水槽材質	ポンプ形式	ポンプ設置 台数	点検回数
東照宮	仙台市青葉区東照宮3番	FRP1槽式	21	1	8.75	1	FRP1槽式	揚水(水中)	2	2回/月
黒松第二	仙台市泉区黒松一丁目3番9	FRP2槽式	73.5	1	-	-	-	圧送	2	2回/月
折立	仙台市青葉区折立三丁目7番	FRP1槽式	18	1	2.7	1	FRP1槽式	揚水(水中)	2	2回/月
将監第一	仙台市泉区将監四丁目28番地	FRP2槽式	48.0	1	-	-	-	圧送	2	2回/月
将監第二(東側)	仙台市泉区将監四丁目29番1	FRP2槽式	55	1	-	-	-	圧送	2	2回/月
将監第二(西側)	仙台市泉区将監四丁目29番1	FRP2槽式	40	1	-	-	-	圧送	2	2回/月
黒松団地(元機構団地)	仙台市泉区黒松三丁目2番	FRP2槽式	243	1	-	-	-	圧送	2	2回/月
仙台幸町団地	仙台市宮城野区幸町三丁目7番	SUS製2槽式	288	1	-	-	-	圧送	3	2回/月

都市機構住宅 給水施設一覧

団地名	所在地	受水槽材質	受水槽 (総容量t)	設置基数	高架水槽 (総容量t)	設置基数	高架水槽材質	ポンプ形式	ポンプ 設置台数	点検回数
仙台外記丁市街地住宅	仙台市青葉区錦町一丁目3番9	地下式RC製2槽式	22.7	1	7×2基	2	SUS製7t×2基	揚水・圧力	2・2	3回/月
仙台榴ヶ岡市街地住宅	仙台市宮城野区五輪一丁目4番22	地下式RC製1槽式	73.1	1	6	1	FRP製1槽式	揚水	2	3回/月
仙台桜ヶ岡市街地住宅	仙台市青葉区桜ヶ岡公園4番1	地下式RC製2槽式	184.4	1	7.5×2基	2	SUS製7.5t×2基	揚水・圧送	2・2	3回/月

住 宅 名		様式 1									
点 検 月 日		令 和 年 月 日		曜 日		天 候					
点 検 項 目				良 否		点 検 項 目				良 否	
ポ ン プ	1	軸受油脱水補充(2・3か月に一度)			動	25	ブレーカー、ヒューズ状態確認				
	2	グラウンドの調整				26	表示ランプ (テストボタンによる点灯確認)				
	3	グラウンドのガタ及び加熱			力	27	配線、絶縁 (測定器による確認)				
	4	カップリングボルト状態				28	計器類状態確認				
	5	運転中の音響、振動 (手動運転による)			盤	29	リレー状態確認				
	6	圧力計	—	Mpa		受	30	電極棒状態確認 (脱落・腐食)			
	7	圧力計	—	Mpa			31	オーバーフロー			
	8	圧力計	—	Mpa		水	32	FM弁、ボールタップ (手動確認)			
	9	圧力計	—	Mpa			33	水槽の漏水			
	10	圧力計	—	Mpa		槽	34	通気管、オーバーフロー防虫網 (破損)			
	11	圧力計	—	Mpa			35	保温状態 (ヒーター含む)			
	12	Pコックエア抜き確認			高	36	電極棒				
	13	フット弁、逆止弁 (運転停止による)			置	37	オーバーフロー、ドレンバルブ				
	14	スルース弁状態確認			水	38	水槽の漏水				
	15	保温状態 (ヒーター線作動確認)			槽	39	通気管、オーバーフロー防虫網 (破損)				
	16	各部パッキンの傷、漏水				40	保温状態 (ヒーター線作動確認)				
モ   タ 	17	軸受ベアリングガタ及び加熱				41	残留塩素 (末端住戸) mg/l				
	18	運転電圧	—	V V		42	水素イオン濃度 — ph				
	19	運転電流	—	A A	そ	43	量水器—親メーター読み取り値				
	20	運転電流	—	A A		44	給水施設内の清掃実施				
	21	運転電流	—	A A		45	動力メーター (200V) KW				
	22	運転電流	—	A A	の	46	電灯メーター (100V) KW				
	23	運転電流	—	A A		47	モーター絶縁 (6月) MΩ				
	24	運転電流	—	A A		48	モーター絶縁 (12月) MΩ				
					他	49	電灯絶縁 (6月) MΩ				
						50	電灯絶縁 (12月) MΩ				
良……………○ 不良……………× その他……………—											
備 考	※ 電圧計及び電流計は定格値と実測値を記入する。										
	※ 18～24, 41・42, 45～50番は年2回(6・12月)実施、写真を提出とする。										

項目	清掃 整理 整頓	目視 点検	動作 確認	調整	点検内容	1年 点検	1ヶ月 点検	日常 点検	チェッ ク済
量水器 (観水ター)	●				・清掃 (土、ごみなどの除去)				●
	●				・水漏れ、ガラス部の破損、量水器箱内汚れ、水溜り確認・清掃等				●
	●				・指針の作動時の状況 (遅速、乱行、不進行) 確認				●
受水槽	●				・指針値の記録				●
	●				・給水量 (月単位)、電気使用量との比較		●		
	●				・周辺の清掃、整理整頓				●
	●				・水槽内の汚れ等の状況、また槽外よりの汚染の恐れの有無の点検				●
	●				・水槽内の点検 (目視)				●
	●				・水槽内の汚れの状況 (目視)				●
	●				・受水槽清掃時に槽内部の破損、水漏れ、亀裂、雨水の浸入等状況点検	●			
	●				・電極ボックス及び電極 (鏽、腐食、欠落) の確認				●
	●				・電極長の確認	●			
	●				・ボールタップの水漏れ、詰まり、作動の確認			●	
	●				・電磁弁の作動状況を確認する (異音、振動、過熱等)				●
	●				・水位制御機器のケーブル類との接続の点検				●
	●				・受水槽清掃時槽内部より点検	●			
	●				・ボールタップの動作、バルブ開閉				●
	水位制御装置に破損、損傷、著しい腐食の有無の点検	●				・電磁弁、バルブ開閉			
●					・定水位弁動作確認 (定水位弁の動作着など)				●
●					・定水位弁動作確認 (電磁弁の動作に異常がないか点検する)				●
●					・定水位弁動作確認 (副井ボールタップ間に異常がないか点検する)				●
●					・定水位弁停止時間測定				●
●					・防虫網の清掃				●
●					・防虫網の破損等の応急処置				●
●					・防虫網の修理又は取替				●
●					・吐水口空間・クロスコネクションの確認	●			
●					・マンホール、蓋等の施設確認				●
マンホール、タラップ、基礎、架台等の異常の有無の点検	●				・マンホール、蓋等のパッキンの劣化状況の確認				●
	●				・外観の点検 (著しい腐食、破損、損傷)				●
	●				・外観の点検 (槽内の確認含む)				●
	●				・周辺の清掃、整理整頓				●
	●				・槽外の点検 (目視)				●
高置・高架水槽・中間水槽 (点検月1回)	●				・水槽内の汚れ等の状況、槽外からの汚染の恐れの有無の点検				●
	●				・水槽内の汚れの状況 (目視)				●
	●				・受水槽清掃時に槽内部の破損、水漏れ、亀裂、雨水の浸入等状況点検	●			
	●				・電極ボックス及び電極 (鏽、腐食、欠落) の確認				●
	●				・電極長の確認	●			
	●				・水位制御機器のケーブル類との接続状態の確認				●
	●				・防虫網の清掃				●
	●				・防虫網の破損等				●
	●				・防虫網の修理又は取替				●
	●				・マンホール、蓋等の施設確認				●
配管及び弁類 給水施設の露出配管	●				・マンホール、タラップ、基礎、架台等の異常の有無の点検				●
	●				・外観の点検 (著しい腐食、破損、損傷)				●
	●				・外観の点検 (槽内の確認含む)				●
	●				・配管、弁類の水漏れ、腐食等の有無の点検				●
	●				・フット弁開閉				●
	●				・フット弁開閉時のワイヤーの作動確認				●
	●				・支持金具のゆるみ、調整を行う				●
	●				・弁類を動作確認及び調整				●
	●				・逆止弁の点検				●
	●				・水漏れ、動作確認				●
ポンプ類 (排水ポンプ含む)	●				・減圧弁、一次圧力調整弁の点検				●
	●				・圧力計指示値の確認、異常な音の確認				●
	●				・集中減圧弁の点検				●
	●				・異常な音 (1次2次側の圧力確認)				●
	●				・フレキ管の点検				●
	●				・亀裂等の有無の確認				●
	●				・防露、塗装の損傷等の確認				●
	●				・外観の点検 (割がれ、著しい腐食、破損)				●
	●				・共通架台の排水口の清掃				●
	●				・詰まり清掃				●
	●				・ポンプの外観、音、振動、温度				●
	●				・本体の著しい腐食、軸受け部、運転中、開始、停止等の異常の有無の確認				●
	●				・ポンプの圧力計、電流計の指示等の点検				●
	●				・電流計、圧力計の確認				●
	●				・空気抜きコックの動作の点検、調整				●
●				・その都度コックを調整しエアを抜く				●	
●				・基礎、架台等の異常の有無の点検				●	
●				・外観の点検 (破損、損傷)				●	
●				・異常でないこと (過下量、熱)				●	
●				・調整				●	
●				・劣化時取替				●	
●				・水封部 (グランドパッキンなど) の磨耗等を点検、調整				●	
●				・調整				●	
●				・劣化時取替				●	
●				・カップリングの磨耗等を点検				●	
●				・取付け状態、著しい偏芯、発熱等の有無の確認				●	
●				・ポンプの芯だし確認 (ゲージ使用)	●				
●				・適切にポンプ切替操作の作動確認				●	
●				・複数のポンプが設置されている場合は、各ポンプの運転時間が均等になるように操作する				●	
●				・追従運転の確認				●	
●				・追従運転の確認				●	
●				・潤滑油、グリースの残量、劣化等を点検、調整				●	
●				・軸受けの油、グリース量、劣化程度の異常の有無の確認				●	
●				・補充 (一体型を除く)				●	
電動機	●				・異常、異臭及び異常な温度上昇の有無の点検				●
	●				・回転方向の確認				●
					・概ね1月ごと				●

項目	清掃・ 整理・ 整頓	目視 点検	動作 確認	調整	点検内容	1年 点検	1ヶ月 点検	日常 点検	チェッ ク簿
電磁継手方式 (H.C)			●		・設定値との確認			●	
			●		・試験			●	
			●		・外観の点検			●	
			●		・水漏れ			●	
			●		・修理及び取替			●	
			●		・ボールタップ等の点検			●	
圧カタンク方式 (蓄圧タンク、セツプ ロー方式含む)			●		・設定値との確認			●	
			●		・設定値を正常な値にする			●	
			●		・起動・停止の動作確認（屋上設置含む）			●	
			●		・屋上に圧カタンク等が設置されている場合		●		
			●		・空気補給装置の動作確認		●		
			●		・タンク外部の水漏れ、著しい腐食の有無の点検			●	
			●		・電磁弁の開閉確認		●		
			●		・変形、損傷、水漏れの有無の確認			●	
			●		・始動頻度の確認		●		
			●		・外観点検（目視）			●	
インバータ方式			●		・温度、濃度、塵埃の確認			●	
			●		・うなり、異常発熱			●	
			●		・冷却ファン・フィルターのこみ詰まりの除去、ファンの回転確認			●	
			●		・異常音			●	
			●		・エアゲージにて封入圧を確認、補充		●		
			●		・追従運転の確認		●		
			●		・水漏れ、腐食、詰まりの有無の確認		●		
			●		・計器類の指針の記録・点検			●	
計測機器類			●		・計器類の指針の記録・点検			●	
			●		・作動状態の確認			●	
減菌装置			●		・液漏れ、動作確認			●	
			●		・必要に応じ修理及び取替		●		
			●		・薬液使用量の記録、必要な都度補充及び薬液管理			●	
			●		・詰まりの確認			●	
			●		・漏れ、破損していないか点検（目視の範囲）			●	
			●		・薬液管理（必要な都度）必要な都度補充及び薬液管理			●	
非常用エンジン			●		・正常に動作しているか確認			●	
			●		・音、振動、計器類の確認			●	
			●		・運転状況の点検 月1回起動状況確認			●	
			●		・燃料の保管状況の確認、給油、給油量の記録			●	
			●		・バッテリー異常の確認、液の確認、補充			●	
		●			・清掃			●	
			●		・オイルの確認、クリーナー類の清掃			●	
			●		・補充			●	
		●		・非常用エンジン総合点検（エンジンオイルの量や汚れ、冷却水は量や汚 れ及び濁れ、駆動用ベルトの張り調整具合、エアクリーナーのエレメント の汚れ、損傷、バッテリー、液の比重及びと取り付け状態、スパークプラ グの焼け具合、焼損などを点検）		●		●	